

## 第1部 計画改定の趣旨等

### 1 計画改定の趣旨

これまで本県では、医療機関の適正な配置を図り、健康増進から疾病の予防、診断、治療、リハビリテーションに至る総合的な保健医療供給体制を確立するため、昭和63年（1988年）に「千葉県保健医療計画」を策定し、以後、平成3年（1991年）、平成8年（1996年）、平成13年（2001年）、平成18年（2006年）、平成23年（2011年）と五度にわたる全面改定を行いながら、県内の保健医療関係機関・団体の協力のもとに、各種の保健医療施策を推進してきたところです。

また、平成23年（2011年）4月に策定した「千葉県保健医療計画」（平成23～27年度）については、平成24年（2012年）3月の医療法施行規則の改正に伴い、医療計画に定めるべき疾病として精神疾患の追加や、国から示された新たな医療計画作成指針を踏まえて、平成25年5月に計画の一部見直しを行い、保健医療施策の総合的な推進を図ってきました。

さて、本県は、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて急速に少子高齢化が進む中、医療・介護サービスのニーズの増大が予想されており、それに対応できる地域の医療提供体制の構築が緊急の課題となっています。

こうした中、平成26年（2014年）6月に医療法が改正され、「病床機能報告制度」の創設により、医療機関は、その有する病床が担う医療機能の現状と今後の方向を県に報告することになりました。

また、都道府県は、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である『地域医療構想』を医療計画の一部として新たに策定するとともに、医療計画と介護保険事業支援計画の整合性を図ることが定められました。

今後、国から、平成30年度（2018年）を始期とする次期医療計画策定に向けた「医療計画作成指針」が示される予定であり、次期医療計画策定に当たっては、その指針を踏まえるとともに、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、介護保険事業支援計画との整合性を図る必要があります。そのため、平成23年（2011年）4月に策定した「千葉県保健医療計画」の計画期間を平成29年度（2017年度）まで延長することとし、それに伴う必要な見直しと、新たに策定した地域医療構想を併せて、別冊としてとりまとめました。

## 2 計画期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの計画期間を、平成 29 年度（2017 年度）までとします。